

## 西条市介護保険受領委任払制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者又は法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者（以下「居宅要介護等被保険者」という。）の一時的な費用負担を軽減するため、法第44条第1項に規定する居宅介護福祉用具購入費及び法第56条第1項に規定する介護予防福祉用具購入費（以下「福祉用具購入費」という。）並びに法第45条第1項に規定する居宅介護住宅改修費及び法第57条第1項に規定する介護予防住宅改修費（以下「住宅改修費」という。）の受領委任払の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 法第44条第1項に規定する特定福祉用具及び法第56条第1項に規定する特定介護予防福祉用具（以下「福祉用具」という。）の販売を行う者並びに法第45条第1項及び第57条第1項に規定する住宅改修（以下「住宅改修工事」という。）の施工を行う者をいう。
- (2) 受領委任払 居宅要介護等被保険者に対して支給される福祉用具購入費及び住宅改修費の受領を事業者に委任することをいう。

(受領委任払の対象者)

第3条 受領委任払の対象者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当しない居宅要介護等被保険者とする。

- (1) 法第66条第1項に規定する支払方法変更の記載を受けている者
- (2) 法第67条第1項又は第68条第1項の規定による保険給付の全部又は一部の差止めを受けている者
- (3) 法第69条第1項に規定する給付額減額等の記載を受けている者
- (4) 介護保険料を滞納している者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める者

(事業者の登録)

第4条 受領委任払の取扱いを希望する事業者は、登録を受けなければならない。

2 前項の登録を受けようとする事業者は、事業所ごとに西条市介護保険受領委任払に係る誓約書（様式第1号）及び西条市介護保険受領委任払取扱事業者登録届出書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の誓約書及び届出書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、事業所の登録を行い、西条市介護保険受領委任払取扱事業者登録通知書（様式第3号）により当該事業者はその旨を通知するものとする。

(変更等の届出)

第5条 前条第3項の規定による通知を受けた事業所（以下「登録事業所」という。）は、事業所の名称及び所在地その他の事項に変更があったときは、速やかに西条市介護保険受領委任払登録事業所変更届出書（様式第4号）により市長に届け出なければならない。

2 登録事業所は、事業を廃止し、休止し、若しくは再開するとき、又は登録を辞退するときは、速やかに西条市介護保険受領委任払登録事業所廃止等届出書（様式第5号）により市長に届け出なければならない。

(登録内容の情報提供)

第6条 市長は、居宅要介護等被保険者、法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者、法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者等に対し、登録事業所についての情報提供を行うものとする。

(事業所の登録の取消し)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、登録事業所の登録を取り消すものとする。

(1) 正当な理由なく受領委任払の利用を拒否した場合

(2) この告示に定める手続を行わなかった場合

(3) 登録事業所の責めに帰すべき事由により、居宅要介護等被保険者の身体、財産等を傷つけた場合

(4) 偽りその他不正な手段により、第4条第3項の規定による登録を受けた場合又は福祉用具購入費若しくは住宅改修費の請求を行った場合

(5) 関係法令等を遵守しなかった場合

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が登録の取消しについて必要と認める場合

2 市長は、前項の規定により登録の取消しを行ったときは、西条市介護保険受領委任払登録事業所登録取消通知書（様式第6号）により当該登録事業所に通知するものとする。

(福祉用具購入費に係る申請)

第8条 受領委任払による福祉用具購入費の支給を受けようとする対象者は、福祉用具購入後、介護保険負担割合証に記載された負担割合に応じた自己負担額を支払い、西条市介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書（受領委任払用）（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 福祉用具購入見積書

(2) 福祉用具の購入に要した費用のうち、介護保険負担割合証に記載された負担割合に応じ対象者が自己負担した額が含まれた領収書

(3) 福祉用具のパフレット等の写し

(住宅改修費の受領委任払に係る承認及び申請)

第9条 受領委任払による住宅改修費の支給を受けようとする対象者は、住宅改修工事を行う前に、西条市介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給事前申請書（受領委任払用）（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 住宅改修が必要であると認める理由書（介護支援専門員等が作成したもの）
- (2) 住宅改修工事の工事費見積書及び工事内訳書
- (3) 住宅改修前の工事箇所の写真及び住宅の全景写真（日付入り）
- (4) 住宅改修後の工事箇所の状態が分かる書類及び平面図
- (5) 住宅改修承諾書（住宅の所有者が対象者と異なる場合に限る。）

2 市長は、前項に規定する申請書等が提出されたときは、その内容を審査し、住宅改修工事の承認又は不承認の決定を行い、西条市住宅改修事前申請承認通知書（様式第9号）又は西条市住宅改修事前申請不承認通知書（様式第10号）により対象者に通知するものとする。

3 前項の規定により承認を受けた対象者は、住宅改修工事の完了後、西条市介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書（受領委任払用）（様式第11号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 住宅改修工事に要した費用のうち、介護保険負担割合証に記載された負担割合に応じ対象者が自己負担した額が含まれた領収書
- (2) 住宅改修後の工事箇所の写真（日付入り）
- (3) 住宅改修工事の工事費内訳書（事前申請時から変更があった場合）  
（支給又は不支給の決定）

第10条 市長は、第8条又は前条第3項に規定する申請書等が提出されたときは、内容を審査し、福祉用具購入費又は住宅改修費の支給又は不支給の決定を行い、支給決定通知書（受領委任払用）（様式第12号）又は不支給決定通知書（受領委任払用）（様式第13号）により対象者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により福祉用具購入費又は住宅改修費の支給又は不支給を決定したときは、西条市介護保険受領委任払支給（不支給）決定通知書（様式第14号）により福祉用具の販売又は住宅改修工事を行った登録事業所に通知するものとする。

（請求）

第11条 前条第2項の規定による通知を受けた登録事業所は、西条市介護保険請求書（受領委任払用）（様式第15号）及び請求明細書を作成し、福祉用具購入費及び住宅改修費を市長に請求するものとする。

（支払）

第12条 市長は、前条の規定による請求があったときは、登録事業所に対して福祉

用具購入費又は住宅改修費を支払うものとする。

(返還)

第13条 市長は、受領委任払により福祉用具購入費又は住宅改修費の支払を受けた事業所が、不正な手段により福祉用具購入費又は住宅改修費の支払を受けたときは、当該福祉用具購入費又は住宅改修費の全部又は一部を返還させるものとする。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、福祉用具購入費及び住宅改修費の受領委任払の取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。